

ウィングス京都 目的利用団体登録について

当センターでは、男女共同参画の促進を目的とした利用を「目的利用」と呼び、施設をご利用の際にはあらかじめ登録をお願いしています。

登録を希望される団体は、以下をご確認のうえ、お申込ください。

1. 登録することができる団体

登録できる団体は、下記の要件をすべて満たす団体とします。

- (1) 男女共同参画の促進および女性の自立と社会参画の推進のための活動をしていること。
- (2) 当センターを会場として、年5回以上、継続して活動していること。
- (3) 構成人数が5名以上であり、責任者、会則が定められているなど組織体制が明確であること。
- (4) 営利を目的とした催事、文化・スポーツ教室、特定宗教の布教、ならびに特定の政党の支援活動ではないこと。
- (5) 営利法人については、(1)の目的で活動している団体であることを、定款等で明確にしていること。

2. 登録の申請

以下の資料を郵送、もしくはご持参ください。結果は郵送にてお知らせいたします。なお、記載内容につきまして、後日いくつかご質問させていただく場合がございます。

- (1) 別紙「目的利用団体登録申請書」
- (2) 会則、名簿（団体での役・氏名のみ）、活動実績など、活動内容の参考となる書類

* ご提出いただいた資料はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

3. センター事業への参加

登録を受けたグループは、相互の交流を図るとともに、公益財団法人京都市男女共同参画推進協会が実施する男女共同参画の促進に関する事業に積極的にご参加ください。

4. 団体登録の特典

- (1) 一般のご予約に優先して、ギャラリースペースは13ヶ月前の月の初日から、イベントホール・スポーツルームは6ヶ月前の月の初日から、その他の施設は3ヶ月前の当日（休館日にあたる場合各その翌日）から、それぞれ一般利用の方より1ヶ月早くお申し込みいただけます。
- (2) 当センターにて開催される催しについて、チラシをお預かりした場合、一般の方に優先して配架いたします。（配架を確約するものではありません。）
当センターでの配架を希望される場合、記載事項についてお願いしていることがございます。詳しくは、総合受付カウンターでお尋ねください。
- (3) 希望される場合につきましては、一般の方に優先して当センター2階交流ロビーにあるグループロッカーをご利用いただけます。

（有料 ロッカー（大）7,090円 ロッカー（中）4,420円 各1年更新）

お申し込み・お問い合わせ

〒604-8147 京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地
京都市男女共同参画センター ウィングス京都 総合窓口係
Tel 075-212-7470 Fax 075-212-8014